令 和 ５ 年 度

令和２年７月豪雨に関する特別委員会記録

審　査　・　調　査　案　件

１．６月定例会付託案件 …… １
１．所管事務調査 …… １２

令和 5 年 7 月 1 8 日（火曜日）

令和２年７月豪雨に関する
特別委員会会議録

令和５年７月１８日　火曜日
　午前１０時００分開議
　午前１１時０６分閉議（実時間６０分）

○本日の会議に付した案件

１．議案第４３号・令和５年度八代市一般会計補正予算・第３号（関係分）
１．議案第４８号・契約の変更について（林道菊池人吉線災害復旧工事（Ｒ２　７月災２号））
１．議案第５３号・八代市災害危険区域に関する条例の制定について
１．所管事務調査
・令和２年７月豪雨に関する諸問題の調査
（令和４年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証について（八代市デジタル医療ＭａａＳ推進事業））

○本日の会議に出席した者

委員長	上村哲三君
副委員長	金子昌平君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	田方芳信君
委員	谷川　登君
委員	橋本幸一君
委員	古嶋津義君
委員	増田一喜君
委員	山本敬晃君
委員	山本幸廣君

※欠席委員　　君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

　　君

○説明員等委員（議）員外出席者

経済文化交流部長	野々口正治君
経済文化交流部次長	小野高信君
観光・クルーズ振興課長	髙田剛志君
農林水産部	
水産林務課長	前田浩信君
財務部	
契約検査課長	角田浩二君
建設部	
建築指導課長	豊田浩市郎君
復興整備課長	坂井宏全君
健康福祉部	
理事兼健康福祉政策課長	石本　淳君

○記録担当書記　松﨑広平君
　　緒方康仁君

（午前１０時００分　開会）

○副委員長（金子昌平君）　それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから令和２年７月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、諸事情のため、委員会条例第１２条第１項の規定により、私が代わって委員長の職務を行いますので、御了承をお願いいたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第４３号・令和５年度八代市一般会計補正予算・第３号（関係分）

○副委員長（金子昌平君）　最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第４３号・令和５年度八代市一般会計補正予算・第３号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第６款・商工費について、経済文化交流部から説明願います。

○経済文化交流部長（野々口正治君）　皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の野々口でございます。

議案第４３号・令和５年度八代市一般会計補正予算・第３号のうち、経済文化交流部所管分につきまして、小野経済文化交流部次長が説明をいたしますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○経済文化交流部次長（小野高信君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部次長の小野でございます。よろしくお願いします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第４３号・令和５年度八代市一般会計補正予算書・第３号をお願いします。

令和２年７月豪雨に関する特別委員会付託分のうち、経済文化交流部関係を説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳出の款６・商工費、項１・商工費で、補正額３億５３３４万９０００円を増額し、補正後の額を２５億３７７１万７０００円としております。

次に、１７ページをお願いいたします。

款６・商工費、項１・商工費、目３・観光費で、補正額５９６４万９０００円を増額し、補正後の額を５億４２０４万９０００円としております。

当委員会付託分につきましては、説明欄一番下の広域交流センターさかもと館（道の駅）整備事業（豪雨災害）でございます。

本事業は、令和２年７月豪雨にて被災した道の駅坂本につきまして、令和４年度の復旧調査業務におきまして被災した既存の建物を解体した後に、道の駅の敷地を輪中堤の高さまで盛土し、新たな施設を整備することを決定したことから、施設の配置や工事工程、概算工事費などを含む再整備配置等基本計画の策定に係る費用を補正するものでございます。

内容としましては、道の駅坂本再整備配置等基本計画策定業務委託３２６万７０００円でございます。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（金子昌平君）　それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（大倉裕一君）　道の駅坂本再整備配置等基本計画策定業務委託の中に工程あたりも入ってくるというふうな御説明だったかというふうにはお聞きしたんですが、執行部のほうでは大体どういうスケジュールでいきたいというような計画、考えをお持ちなんですかね。

○観光・クルーズ振興課長（髙田剛志君）　おはようございます。観光・クルーズ振興課、髙田でございます。

先ほどの委員の御質問の今後の工程というところでございますが、先ほど次長から説明がありましたように、今回の業務でこの工程を協議していくわけでございますが、新しい建物を造る過程といたしまして、三つの過程を想定しております。

まず、被災した施設の解体につきまして、令和６年８月をめどに解体を考えているところでございます。二つ目の過程といたしまして、盛土を今のところ計画をしております。盛土につきましては、輪中堤の上部の部分まで盛土をするわけでございますが、それを令和７年９月まで行いまして、その後、最後の過程でございます本体工事につきまして、令和７年９月から令和９年４月までを予定しておりまして、供用をですね、令和９年７月、今から約４年後という

ところで今のところ計画をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君）　盛土のことで少しお尋ねさせてもらいたいんですけど、盛土はイメージ的にどれぐらいレベルが上がるんですかね。

○観光・クルーズ振興課長（髙田剛志君）　ただいま盛土の高さのイメージとの質問でございますが、当該地域におきましては、治水対策を、輪中堤で治水をするというところを表明しております。輪中堤の高さが約１．８メーターというところでございますので、今のレベルから１．８メーター程度盛土をし、その上に新しい建物を建てるというイメージでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君）　すいません、しつこいようであれなんですけど、確認なんですけど、今の高さというのは、道の駅にそれぞれありますけど、道の駅の建物が建っている基礎レベルというんでしょうか、そこから１．８を上げますよということなんでしょうか。それとも２１９号から入ってすぐのところから１．８メートルという話なのか。すいません、そこのところを詳しくちょっと教えてください。

○観光・クルーズ振興課長（髙田剛志君）　輪中堤の１．８メーターの高さの基準でございますが、今、道の駅坂本のさかもと館が建っているところからの１．８メーターでございますので、上段部分というんでしょうか、川の内側、そこからのレベルでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君）　よかですか。質問してよかですか。

○副委員長（金子昌平君）　はい。

○委員（大倉裕一君）　では、すいません、今度は建物なんですけど、建物の建設費用は、財源的にはどういったものを考えていらっしゃるんでしょうか。

○観光・クルーズ振興課長（髙田剛志君）　財源につきましては、なるだけ市の持分がないようにですね、今、県、国と協議しているところでございますが、例えば災害復旧事業債、――これは国が担当してるところでございます。それと、県のほうでは令和２年７月豪雨被災者等支援交付金、こういうのを活用しながら財源を確保し、市の持ち出し分を少なくするように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副委員長（金子昌平君）　ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君）　関連でよろしいですか。

○副委員長（金子昌平君）　はい。

○委員（山本幸廣君）　今の説明の中で、先ほどの説明、予算書を見る中で、今、財源の話が出ましたよね。その財源の内訳というのが、見てのとおり、数字が記載をしてあるわけですよね。結局、国と県の支出金と、それからその他で、あとは一般財源ということで、この事業については私はもうどこの都道府県含めて、災害の事業債というのはパーセントも決まっているだろうと思うんですけども、今回、うちのこのパーセントはどれぐらいなんですか、国、県、市。一般財源が高いですからね、これ、数字を見たときに。そこ辺りを説明してください。

○観光・クルーズ振興課長（髙田剛志君）　財源のパーセンテージにつきましてはですね、今後、県としっかりとタッグを組みながら協議させていただきますが、道の駅坂本においては、県のほうも所有している管理地域もございます。そこも合わせましてですね、面積案分でいくのか、そこをしっかり今後協議していきながら、県ともですね、費用案分を今後詰めていきたいというふうに思っております。

そのために、今回ですね、この委託業務を行いまして、しっかりとした施設の規模だとか構

造、また配置をどうするのか、こういうのを決めながら配分等を決定させていただければというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（山本幸廣君）　今の説明で少しは理解をするわけでありますけども、要は、私はもうそこなんですよね。これだけやっぱり八代市の財政状況が悪化をしている中で、災害ですからなるだけなら国、県の事業の中でのパーセントをどう高めていくかということ、そしてまた一般財源をどう低く抑えていくかということですよね。今、課長が言ったように、これは交渉なんですよ。どうしても財源的に八代は厳しいというときには、やはり県の負担率を上げればいいわけですから、県の負担率を。国は定まっとっですけども、県は県民の中で、地方自治体で県がそれだけの負担を、八代市に負担をかけないとなれば県の負担率を上げていただくという要望、これはもう常にやっとってください。

○委員（大倉裕一君）　今、髙田課長のほうから御説明いただいた中でですよ、県の所有という説明があったかと思うんですけど、現在の道の駅の建物で県の所有というのは大体、平米どれだけの中の何割、県の所有になっとっとですか。それは展示館とか何か、そういったところが県の所有なのかなというある程度の想定はつくんですが、数字で御説明いただければと思います。

○観光・クルーズ振興課長（髙田剛志君）　ただいま道の駅坂本における県の所有物がどういうものかというところでございますが、県が所有しているものといたしましては、駐車場がまずあります。駐車場のまず下段側というんでしょうか、そこの駐車場と、それと、公衆トイレというのが県が所有しているところでございます。公衆トイレが１１１平米で、木造の造りというところが一つ、県のほうが所有しているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君）　じゃあ、すいません、建物のほうは県の所有はないということで理解していいわけですね。そこだけ。

○観光・クルーズ振興課長（髙田剛志君）　トイレ以外の建物につきましては、県が所有している建物はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○副委員長（金子昌平君）　今のでよろしかったですか。

○委員（大倉裕一君）　はい、いいです。

○副委員長（金子昌平君）　ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君）　今、最後の質問で、県のほうも少し絡んでいらっしゃるということでありました。今度の建物をですね、どうするかという検討をされるに当たって、やはり災害を次世代につないでいくというところの視点も必要だというふうに思います。そういったところで、県の施設を少し持っていただくような形が取れないのか。そういったところをやはり市のほうから県に要望していくことが、今回、できるだけ財源とかですね、市の負担を減らしていくとかといったところに絡んでくるんではないかなというふうに思いますので、そういったところをしっかり検討いただいて、今回の計画、事業に当たっていただければというふうに思います。

○副委員長（金子昌平君）　ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君）　一ついいですか。

○副委員長（金子昌平君）　はい。

○委員（山本幸廣君）　今回、復旧後、復興をするわけでありますけども、なるだけ地域の方

々なり、そしてまた観光という一つの名目で事業を進めるんですよね。観光の方々は来ていただかなければいけませんので、よろしかれば指揮の中でですね、ここまでには、髙田課長、ある程度完成のめどをですね、つけて、やっぱし短期間で建設ができるような対応というのをしていただきたいと。そうしなければですね、いついつまでも、長期間の完成を目指していけばですね、いろんな地域に迷惑をかけるし、また、観光としてのですね、しっかりした位置づけもできないような気がしてならないんですけども、そこら辺りについては、ぜひともですね、執行部の方々、特に担当の方々、いろんな交渉等で忙しいと思いますけども、そこ辺りをひとつ目途にしながら頑張っていただきたいと思います。

○副委員長（金子昌平君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　なければ、これより採決いたします。

議案第４３号・令和５年度八代市一般会計補正予算・第３号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○副委員長（金子昌平君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替わりのため、小会します。

（午前１０時１６分　小会）

（午前１０時１７分　本会）

○副委員長（金子昌平君）　本会に戻します。

◎議案第４８号・契約の変更について（林道菊池人吉線災害復旧工事（Ｒ２　７月災２号））

○副委員長（金子昌平君）　次に、事件議案の審査に入ります。

議案第４８号・契約の変更について（林道菊池人吉線災害復旧工事（Ｒ２　７月災２号））を議題とし、説明を求めます。

○水産林務課長（前田浩信君）　皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水産林務課、前田でございます。

それでは、議案第４８号・契約の変更について、まず、私のほうから工事関係についてを、その後、契約検査課、角田課長より契約関係についての説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○副委員長（金子昌平君）　はい、どうぞ。

○水産林務課長（前田浩信君）　議案書の４３ページをお願いいたします。

説明につきましては、別資料で右上に委員会資料、表題としまして、契約の変更について（林道菊池人吉線災害復旧工事（Ｒ２　７月災２号））に関する資料に基づき御説明をさせていただきます。

今回の契約の変更理由としましては、林道菊池人吉線災害復旧工事（Ｒ２　７月災２号）を令和４年６月１日より着手していたところ、令和４年９月１８日から１９日にかけての台風１４号により再被災したため行うものです。

それでは、資料の２ページをお願いいたします。

まず、工事概要について説明いたします。

番号、令和３年度泉林災・第４号、件名、林道菊池人吉線災害復旧工事（Ｒ２　７月災２号）、工事場所、八代市泉町久連子です。

契約の相手方は岩奥産業・江川組建設工事共同企業体で、契約の相手方住所は、熊本県八代市泉町柿迫８１５５番地です。

現契約金額は１億６７１２万４１００円、変更契約金額は１億９５４９万４２００円で、内

訳は、令和２年７月災は掘削土量の減により１２１万８８００円の減、令和４年９月災は手戻り工事及び増破工事により２９５８万８９００円の増となり、全体で２８３７万１００円の増となっております。

契約工期は令和４年３月１８日から令和６年３月１５日までを予定しております。

工事の目的は、令和２年７月豪雨による被災及び令和４年９月の台風１４号により再被災した林道の復旧を行うものです。

工事の概要は、施工延長１４２メーター、幅員４メーターで、令和２年７月災害につきましては函渠工１３．２メーター、落差工６基、流路工５２．８メーター、擁壁工８１．５立米、ブロック積４２．７平米、コルゲート５８．９メーター、舗装工５４２平米。令和４年災害は落差工１基、流路工１５．６メーター、谷止工３２．４平米、舗装工６．８平米、仮設道路１９７１立米となっております。

次に、資料３ページの位置図を御覧ください。

工事場所は、位置図の右下付近が泉町久連子地区となり、県道久連子落合線の起点から五木村へ抜ける道が林道菊池人吉線になります。本路線では令和４年９月災により４か所被災しており、１号箇所、２号箇所、３号箇所は応急仮工事を実施し、令和５年３月２８日に完了しております。このことにより、令和５年４月１日より本復旧工事を再開している状況となっております。

まず、１号箇所は令和５年度内に発注完了見込みで、２号箇所は令和７年度に発注予定としております。３号箇所につきましては、本現場復旧が令和５年度末までかかることから、令和６年度内に発注する予定としております。

次の資料４ページは被災状況写真となります。

写真の①、②は令和４年９月台風により谷部から流出した土砂及び大量の雨水が復旧中の流路工の埋め戻し部分に流れ込み被災したものです。

復旧方法は、写真③に示すとおり、一部倒れた流路工を撤去、再設置し、そのまま上流部へ流路工を施工していきます。水が林道を横断する箇所に内径４メーターのボックスカルバートを施工し、写真上、青色の矢印で示している箇所に流路工を施工し、雨水を速やかに流下させる計画としております。資料５ページにその流路工の工事イメージ写真を添付しております。

次に、資料６ページから８ページは工事設計図面としております。繰り返しになりますが、谷部からの雨水を排水するためにボックスカルバート及び流路工を施工し、盛土により林道本体を復旧する計画としております。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○契約検査課長（角田浩二君）　おはようございます。（おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課の角田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私より契約関係について御説明をさせていただきたいと思います。

着座にて御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○副委員長（金子昌平君）　どうぞ。よろしくお願いします。

○契約検査課長（角田浩二君）　今回、御提案をさせていただきました理由といたしましては、議会の議決を経た契約のうち、契約の金額の１割以上または２０００万円以上の金額に係る内容の変更につきましては、議会の議決を得る必要があり、水産林務課のほうから御説明がありましたとおり、令和４年八代市議会３月定例会において御承認をいただいた現契約額から２８３７万１００円の増となりますことから、今回、御提案をいたしましたところでございま

す。

以上、御説明を終了いたします。御審議方、よろしくお願いをいたします。

○副委員長（金子昌平君）　それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君）　施工上、単に一議員ですので、プロセスがないもんですけんでからお聞きしたいんですけども、完成のイメージの中で、ボックスカルバートが、その上流、右側ですよ、林道の被災状況の中での流路工の中のイメージですね、下のほうが、いつも言うんですけども、これでもてるんですよね。この下のほうのこの図の中で、はっきり言って、砂利を網の目の中に入れてから、そしてからするという状況でどこも施工しとると思うんですけども、このような急傾斜地等々でこの方法でいいのかなというのを、イメージはちょっと気になったもんですから。これから先されるときにどう参考にするか、そういう意見もあったということで、プロセスが、誰かおるかな。おったよな。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと説明していただけますか。どれくらいの雨量というか、水量でこれが流出しない。そこら辺りはもう基点としてはもう施工上考えて施工されたと思うんですよね。ちょっと聞かせてください。

○副委員長（金子昌平君）　どなたかいらっしゃいませんか。

○委員（山本幸廣君）　専門でおらんとならよかよ。技術者がおらんとならしようがない。

○副委員長（金子昌平君）　ですね。じゃあ……。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

○水産林務課長（前田浩信君）　ただいまの委員のほうからこの強度で大丈夫なのかというふうな御指摘かと思いますけれども、こちらのほうは一応、査定を受ける段階でコンサルからの資料、これに基づき実際のところ査定を受けたわけです。こちらにつきましては、一応、比較検討の段階で全くこちらの大型鋼製かご枠と、それからブロック積み、両方を比較検討いたしまして、強度的には問題ないと、かつこちらのほうが安価ということでこちらのほうで決定というふうなプロセスを踏んでおります。

以上です。

○委員（山本幸廣君）　説明はよく分かります。私はコンサルというのはあんまり信用しないほうなんですよ、はっきり言ってから。コンサルもいろんな考えがあると思うんですけども、コンサルで間違ったというのがほとんどですよね。測量関係でも一緒なんですけども。今、測量関係は、コンサルの中にこの測量関係をしおると思うんですけども、いかに現場の人たちが一番詳しいということなんですね。特に担当の方々が、やっぱり現場の。そしてまたそこ辺りの建設業の方々も大変、水量とか何かは分からんでするんでから。

コンサルがということなんですけども、よろしければ、次期されるときにはですね、やっぱりコンサルを変えて、そしてまたどうやったら強度に強いのをしたらいいのかということをですね、これはほとんど、球磨川のちょうど八の字堰のところはほとんど流れてしまったんですよ。私は記憶が何回もあります。これで（聴取不能）をしてからした。ところがほとんど流れてしまって。その都度、豪雨災害で流れてしまっているという。過去にも何例かあるんですよね。このような、期間も長くなるし、そしてまた、その決定、久連子のあの傾斜地のところでですね、大変だろうなということで、施工、また施工せないかんということになるもんですから、そこ辺りは少しまた検討していただければなという。価値があるんじゃなかろうかなというふうに谷川委員も思っておられるような気がしてならないんです、はい。そういうことで、谷川委員、補足をしてください。

○副委員長（金子昌平君）　今のは意見というところ……。

○委員（山本幸廣君）　意見ということですかね。

○副委員長（金子昌平君）　ほかに何かございませんかね。

○委員（橋本幸一君）　今回については増額の変更ということで、原因というのが令和４年の９月の台風ということで、想定外の事態によって被災を被ったという。過去にもですね、そういう災害、想定外の災害で増額の変更というのは回ってるわけですから、今回のこの変更というのは私は早急に可決して、この路線は重要な林道ですから、一刻も早い林道復旧につながるように、賛成したいと思います。

○副委員長（金子昌平君）　意見という。

○委員（橋本幸一君）　意見という。

○委員（山本幸廣君）　今、橋本委員言われたとおりですね、増額については、その増額の額もあるし、現場によっては被災状況によって増額をすることもあるわけですね。入札額の増額は何％か分かっておるわけですからですね。それ以上の増額をしたらやっぱり、いかに審議をせないかんかとなるわけですよ。もうそういうことを考えるのじゃなくしてから、私はですね、私の考えというのは、こういう施工でいいのかなという、そういう考え方で意見として述べたわけですので、御理解をしとってください。

○副委員長（金子昌平君）　ちょっとすいません、今質疑中……。（「はい、すいません」と呼ぶ者あり）

○委員（大倉裕一君）　すいません、時系列でちょっとお聞かせいただきたいといいますか、思うんですけど、令和２年の７月豪雨の災害で契約をされてたわけですよね。その契約の工事が既に進んでたというふうな理解をしとったんですけど、これはもう全く手つかずの状態で残ってたのか、いやいや違いますよ、もう完了に近い状態でなっとったときに台風災害に遭ったんですよ、その辺りを少し詳細にお聞かせいただけませんでしょうか。

○水産林務課長（前田浩信君）　ただいま委員の方からの説明ですけれども、４ページの写真②を御覧いただけますでしょうか、説明会資料の中のですね。一応こちらのほうで一番下のほうが既設の谷止工なんですけれども、その上に、１段、２段、３段目くらいまでに鋼製大型かご枠を施工、この辺りまで施工していたんですけども、その施工途中で今回の令和４年の１４号の台風で被災したということで御理解いただければと思います。

○委員（大倉裕一君）　工事の進捗次第ではもうちっと追加予算になるんじゃないかなというふうなちょっと考えもしたもんですからその辺りの思いを聞いたんですけど、若干工事は進んどったということですね。（水産林務課長前田浩信君「はい」と呼ぶ）だけど、完成まで近いような状況じゃなくて、（水産林務課長前田浩信君「そうです、はい」と呼ぶ）初歩的、初歩といいますか、基礎を作り上げる途中の段階で台風災害に遭ったというような状況ですね。

　ちょっとすいません、参考に聞かせてください。例えば、完成間近のところで今回のような災害がまた発生したとなったときには、この金額がまたやっぱ大きくなるということになってくるんですかね。

○水産林務課長（前田浩信君）　こちらにつきましては、再度、被害の状況にもよるかとは思いますけれども、当然、ある程度完成間近まで行って、まるっきり流されたということになれば、その分金額は、当然復旧しなきゃいけませんので、上がってくるような格好になると思います。

　以上です。

○委員（大倉裕一君）　オッケーです。

○副委員長（金子昌平君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　なければ、これより採決いたします。

議案第４８号・契約の変更について（林道菊池人吉線災害復旧工事（Ｒ２　７月災２号））は可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○副委員長（金子昌平君）　挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替わりのため、小会いたします。

（午前１０時３３分　小会）

（午前１０時３４分　本会）

○副委員長（金子昌平君）　本会に戻します。

◎議案第５３号・八代市災害危険区域に関する条例の制定について

○副委員長（金子昌平君）　次に、条例議案の審査に入ります。

議案第５３号・八代市災害危険区域に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○建築指導課長（豊田浩市郎君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建築指導課の豊田でございます。よろしくお願いします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第５３号・八代市災害危険区域に関する条例の制定について説明いたします。

議案書５５ページから５７ページをお願いします。

まず最初に、提案理由について御説明いたします。令和２年７月豪雨により甚大な被害を受けた区域において、新たな災害から市民の安全を確保するため、建築基準法の規定に基づき、条例で災害危険区域の指定を行い、区域内の建築物の制限を行うものです。

次に、条例第３条をお願いします。制限を受ける建築物の用途について御説明いたします。住宅、共同住宅、寄宿舎などの住宅等、病院、病室を有する診療所や老人ホーム、保育園などの病院等、ホテル、旅館などのホテル等などが制限を受ける建築物の用途となっております。

次に、制限の内容について御説明いたします。

第３条第１項をお願いします。第１項には原則、地盤面は災害危険設定水位以上にしなければならないと規定をしております。

第２項においては、住宅等において、就寝室を災害危険設定水位以下には設けてはならないと規定しております。

第３項と第４項には、病院等またはホテル等においても、住宅等と同様に、就寝室は当該水位以下には設けてはならない旨を規定しており、それに加え、制限を受ける就寝室をかさ上げ以外で計画する場合は、主要構造部を鉄筋コンクリート造などの非木造とする必要があります。

今申し上げた制限のイメージについて御説明いたします。別にお配りしました資料１をお願いします。

資料１中段の３、災害危険区域における建築制限のイメージのイラストを御覧ください。左側のかさ上げされた上に建物が建っているイラストがありますが、これが条例案３条１項の例を示しております。

次に、中央と右側のイラストは、かさ上げを行わず、災害危険設定水位以下の部分に建築をする、建物を建てる場合の例を示しておりま

す。その場合は、当該水位以下には就寝室を設けないことやピロティーなどで当該水位以上に床面を上げる対策の例を示しております。

ここで、災害危険設定水位について御説明いたします。

災害危険設定水位とは、当該区域内に建物を計画する際の水位で、本条例案では、河川管理者が治水対策として行う輪中堤や宅地かさ上げの目標とする高さである計画堤防高、または緊急治水対策プロジェクト完了後に令和２年７月豪雨と同等の降雨があった場合に想定される水位である対策後水位の高いほうを設定することとしております。

最後に、区域の指定方法でございますが、区域ごとに制限する範囲と高さをそれぞれ検討、設定し、順次告示で追加指定することとしております。

指定のイメージとしては、資料２をお願いします。ピンク色で着色してある範囲が制限を受ける範囲で、数値は災害危険設定水位を標高で示しております。

また、制限を受ける建物を建築する際は、建築主は事前に認定の申請を行い、市長の認定を受ける必要があります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○副委員長（金子昌平君）　それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君）　制限がかかった場合には、何か、補助か何かあると。

○建築指導課長（豊田浩市郎君）　補助等は特にはありません。（委員山本幸廣君「ありません」と呼ぶ）はい。

○委員（橋本幸一君）　この条例の効力範囲というのは、ここに今、図面に出てるこれだけですか。

○建築指導課長（豊田浩市郎君）　それは今、事例としてお示ししていますけど、今、かさ上げでまとまってるところが１３地区ですかね、あります。そこについては一応、順次かけるようにはしてます。そのほかにも、基本的には流域全体を最終的にかけることになると思います。

以上です。

○委員（橋本幸一君）　流域全体でというと大体何地区ぐらいになるんですか。

○建築指導課長（豊田浩市郎君）　今年の５月時点で３１地区ありまして、その時点で１３地区がかさ上げを要望されております。その１３地区についてはかけることになると思います。

○委員（橋本幸一君）　じゃ、その以外は対象外ということになるわけですか。

○建築指導課長（豊田浩市郎君）　あと１０地区は、まだ国、県、市に一任ということで、まだその辺は一任ということで、まだ方向性は出ておりませんので、それが出次第、かけることになると思います。

○委員（橋本幸一君）　じゃあ、かさ上げを希望されてる地区がまだ１０地区残ってるということで理解してよかですかね。

○建築指導課長（豊田浩市郎君）　はい、そのとおりです。（委員橋本幸一君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○副委員長（金子昌平君）　ほかに何かありませんか。

○委員（大倉裕一君）　指定区域を告示により追加していくんですよね。市民に知らせる方法としてはどんな方法をお考えですか。ここは指定されましたよという。これ、条例の追加で議会にはかからないんですよね、告示の場合は。よく市民に知らせていく必要があると思うんですよね、こういったところは。

○建築指導課長（豊田浩市郎君）　一応、告示時点では、広報やつしろだとか、そういうものとかホームページとかで周知をしていく方向で

考えております。

以上です。

○副委員長（金子昌平君）　よろしいですか。

○委員（大倉裕一君）　意見だけんよかです。

○委員（山本幸廣君）　今の関連ですけども、課長、その地域の説明会というのは、この条例をつくるわけですけんでから、徹底した説明会はされるわけよな。

○建築指導課長（豊田浩市郎君）　地元にはですね、今年３月には坂本地区の市政協力員の皆さんとか、坂本地区の住民自治協議会の役員の皆さんには説明は行っております。その際には内容を、配布したチラシだとか、ものを住民に対して回覧をお願いしてまいりました。

また、４月にはパブコメを実施しております。実施して広く意見を求めたところでございますが、特にそういう意見等はございませんでした。

○委員（山本幸廣君）　そこで、議会が終わって今日初めて見たんだけども、そこら辺りをよく、我々も市民の声を反映せないかん議員の立場ですので、よろしかればですね、先ほど意見が出たように、やっぱお互いに共有して、こういうのは状況の中でもう、設定水位を鉄鋼で立てるのか、土塀で立てるのか、何でするか、アルミで立てるのか、大概、金額的にも変わってくると思うんですよね、工事される方々は。それについてから造りなさいよと、これ以上を造りなさいよという私たちははっきりいって命令じゃないですけれども、その住民の方々に説明せないかんもんですから、そこら辺りについては徹底して、お互いにですね、議会も執行部も、こういう条例をつくったんだということを、よろしければそのアナウンスをしっかりしていただければなと思います。意見ということで。

○副委員長（金子昌平君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本幸一君）　今、山本委員の発言と似てるんですが、あと１０地区が全然そういう希望が出されていないということでございます。やはり非常にこの１０地区の方は、まだ今後残られる方は危険性が非常に大きいということで、極力ですね、やっぱり住民説明会を開いていただいて、どういう安全な対策があるかというのもしっかり耳を傾けていただきたいと思います。

○副委員長（金子昌平君）　ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　なければ、これより採決いたします。

議案第５３号・八代市災害危険区域に関する条例の制定については原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○副委員長（金子昌平君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室願いたいと思います。

（執行部　退席）

○副委員長（金子昌平君）　以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前１０時４５分　小会）

（午前１０時４９分　本会）

○副委員長（金子昌平君）　本会に戻します。

執行部より発言の申出があっておりますので、これを許可します。

○復興整備課長（坂井宏全君）　皆様、おはようございます。（おはようございます」と呼ぶ者あり）

先ほどの答弁の中でですね、一部修正したい箇所がございましたので、修正をさせていただきたいと思います。

橋本委員から御質問がございました１０地区、国、県、市に一任する１０地区についてはかさ上げを行うのかという御質問でございましたが、答弁の中でかさ上げを行いますという御発言があったと思います。こちらについてはですね、かさ上げを行う予定はございません。これらの地区につきましてはですね、道路の復旧事業の中で国道、県道のほうがかさ上げされて堤防代わりとなって、かさ上げをする必要がない箇所などがございますので、それらほかの事業でですね、かさ上げに代わる対策ができるもの、輪中堤に代わる対策ができるものにつきましては、国と県、市に一任をしますという御同意をいただいている地区になります。

以上でございます。

◎所管事務調査

・令和２年７月豪雨に関する諸問題の調査

○副委員長（金子昌平君）　次に、特定事件であります令和２年７月豪雨に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

・令和２年７月豪雨に関する諸問題の調査

（令和４年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証について（八代市デジタル医療ＭａａＳ推進事業））

○副委員長（金子昌平君）　本件について、１件、執行部から発言の申出があっておりますので、これを許します。

それでは、令和４年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証について（八代市デジタル医療ＭａａＳ推進事業）を説明願います。

○理事兼健康福祉政策課長（石本　淳君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の石本と申します。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきたいと思います。失礼いたします。

それでは、本年６月に開催されました第１８回やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議において、令和４年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証を行いました５事業のうち、当委員会関係分であります八代市デジタル医療ＭａａＳ推進事業について、お手元の資料のポイントを抜粋し、交付金の効果検証というところでの事業報告をさせていただきます。

資料の１ページを御覧ください。まず、１、事業の背景・目的についてです。

本事業につきましては、委員の皆様も御承知のところと存じますが、高齢化や過疎化が進行する中、令和２年７月豪雨で被災いたしました坂本地域において実施をしております。目的につきましては、本事業を実施することにより、医療機関を受診する際の負担の軽減と医療サービスの安定した提供の一助とすることで地域の人口流出に歯止めをかけ、地域コミュニティーの機能維持など、地方創生につなげていくとしております。

なお、今後につきましては、坂本地域だけでなく、市内の僻地や過疎地域などの他地域での運用や医療以外のＭａａＳの検討も行うこととといたしております。

次に、２、事業の概要です。

令和４年度から６年度の事業期間としており、記載の①から④に記載しておりますように、坂本地域において、ＭａａＳ車両の導入により、遠隔診療を行うための取組を進めております。

次に、３、本事業における重要業績評価指標です。

評価指標につきましては、本事業２項目を挙げております。指標設定の詳細は資料の２ページ、別紙１に記載をしているところですが、本事業につきましては令和４年度と５年度が実証としての事業実施期間であり、この２か年の評価指標の値につきましては、国に交付金の当初申請を行う際に確認等を行い、実証期間の評価指標については数値を設定しない、ゼロといたしております。

ここで、３ページ、別紙２を御覧ください。こちらは令和４年度の事業実績概要となり、デジタル医療ＭａａＳの仕組みや取組を載せているものでございます。

中段の少し下、（利用状況）の表を御覧ください。本事業につきましては、実証を令和４年１２月から開始しており、令和４年度末までの取組状況としましては、巡回オンライン診療が延べ人数になりますが２７人、オンライン服薬指導と薬剤配送が延べ１２０人となっております。

なお、資料にはございませんが、直近の６月末時点ではオンライン診療が延べ５１人になり、荒瀬、川原谷、馬場、下鶴、上鶴などの計７地区で実施。オンライン服薬指導と薬剤配送は延べ２６１人になり、オンライン診療の７地区に加え、小崎、油谷、早水、大平、片岩、山口などの計１２地区で実施。利用者は徐々に増えている状況でございます。

再度、１ページをお願いいたします。

次に、４、事業の地方創生への効果です。新型コロナに配慮しながら、医療ＭａａＳの運行実証と服薬指導を開始し、利用者数も徐々にですが増加しており、実証期間のための評価指標の値はゼロとしているところではありますが、地方創生に効果があったとの評価に至っております。

次に、５、経費内容、これまでの事業実績、現在の取組概要につきまして、表の真ん中の令和４年度の事業実績を申し上げます。

まず、①サービスモデル構築のための委託業務、その下の②医療ＭａａＳ配車・予約システム構築委託業務、次に、資料の右側に移りまして、③モバイルクリニック実証事業委託業務、④オンライン診療運転委託業務、また、そのほかに配車・予約システム使用料、オンライン診療車両リース経費など、本事業に係る令和４年度の事業実績額の合計は１６１７万１０００円となっております。

なお、令和５年度につきましても、表の右側の令和５年度の取組概要③以降の業務を実施し、実証を継続しているところでございます。

次に、６、成果・課題・今後の方針です。

まず、表の左、成果としまして、本事業の実証の開始により、高齢患者及び付添い家族等においては移動の負担軽減に、医師は離れた診療所から患者を診察できることで、医師が現地まで赴く際の負担軽減にも効果があったと考えております。

また、薬剤については、モバイルクリニック車両を使い公民館や各家庭に配送する際、薬剤師が離れた調剤薬局から服薬指導をオンラインで行うことで、薬剤師の負担軽減に効果があったと考えております。

なお、さきに別紙２でも御説明しましたが、利用者数も徐々にですが増加している状況です。

次に、表の真ん中、課題としまして、新たな対象者の獲得や電波受信状況の改善、駐車場スペースの確保、関係者のＩＴスキルの向上、悪

天候時の待合場所の確保などの課題が見えてきており、都度、改善を図っているところでございます。

次に、表の右側、今後の方針としまして、現行の実証事業の実装に向けての最終的な検証を行うとともに、他地域への導入や医療以外のＭａａＳの取組についての検討を進めていくことといたしております。

最後に、７、１年目の総括でございます。

これまでの説明と重複するところもありますが、令和４年度は、令和２年７月豪雨で甚大な被害を受けました坂本地域において、慢性疾患の患者を対象としまして、モバイルクリニック車両に運転手及び看護師が乗車して地区の公民館等まで出向き、テレビ会議システムや診察検査機器等を活用し、離れた診療所におられるドクターが診療を行う実証を開始いたしました。また、併せまして遠隔服薬指導や薬剤の配送といった診療以外にも取り組んでおります。

その結果、利用者も徐々にですが増加しており、地域の医療サービスの向上につながったと考えておりますが、さきに説明しました課題も見えてきたところでございます。このことから、今後も引き続き実証を行いながら、課題の解消も図ってまいりたいと考えております。

また、現行の実証事業の令和６年度からの実装に向けての最終的な検証を行うとともに、他の地域への導入や医療以外のＭａａＳへの取組についての検討も行い、健康に安心して暮らせる地域づくりを目指し、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（金子昌平君）　本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（山本敬晃君）　先ほどもちょっと課題の中でですね、患者数を徐々に増やしていくということだったと思うんですけども、これは私は最初、限られた地域から始まっていると思うんですけど、それだとまだちょっと対象になってない地域があるから、そこを増やしていくことによって、実際、ニーズがある、その人たちに対してちゃんと医療を届けるということでこの課題を挙げていらっしゃるということでよかったですか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本　淳君）　今の御質問にお答えいたします。

おっしゃられましたように、全ての地域で行っているわけではございませんものですから、行える地域のほうを拡大といいますか、増やしていくことによって対象の患者数を増やしていけるようにというところで取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員（山本敬晃君）　ちょっと今の答弁で、実施、利用ができない地域というのがあるんですかね。通信ができないとか、そういうことで利用できない地域はあるということですかね。

○理事兼健康福祉政策課長（石本　淳君）　おっしゃられましたように、電波が届かない地域というのもございますものですから、その電波状況の改善等の検討も行いながら、今利用してない地域の利用の検討も併せて行っていくようにしているところでございます。

○副委員長（金子昌平君）　ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君）　今の説明で、今回１年間ですね、私たちも今日の報告で知ることができたんですよね。成果なり、課題なり、そしてまた今後の取組等も説明された中でですね、徐々に増えておるということで、私はそれはもう期待をしとるし、周辺関係のですね、高齢者の方々も特に喜んでおられると思います。

ただ一つ、私がですね、お聞きしたいのは、オンラインの受診でありますので、医師免許を持っている人が対応しなきゃいけないというのだと思うんですよね、看護師さんが対応するじ

ゃなくてから。そこら辺りについては、医師免許を持っとる先生が対応されるということで御理解よろしいですか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本　淳君）　今御質問のとおり、画面、診療所にいる医師のほうが診療をするということになりまして、同乗してる看護師は、その医師の指示の下に、聴診器を当てたりですとか、そういった補助をするような形で診療をするというような形になるというところでございます。

○委員（山本幸廣君）　そこでですね、心配が出てくるのが、やはり総合病院とか大きな病院、総合的な病院等々ならばですね、医師の確保ができるんですけども、個人的な医院のところというのは医師は１人か２人というふうな状況になりますよね。今、コロナ禍の中でありますし、また今、小さい子供が物すごく発熱があって大変な状況等、特に沖縄辺りはコロナが大発生しとるような状況で、その対応と、利用者が増えれば増えるほどその医師に負担がかかってくるというのは現実ですよね、これはもう。そのようなことがないようにですね、していただければなと思います。

○副委員長（金子昌平君）　ほかに何かありませんか。

○委員（大倉裕一君）　今回の総括は主に執行部、職員さんたちの評価ということでよろしいんでしょうか。何か具体的に利用者の方からアンケートを取ったとか、そういったのがございましたら御提示いただければと思うんですけど。

○理事兼健康福祉政策課長（石本　淳君）　ただいまの質問についてですけれども、オンライン診療のほうにつきましては、我々職員のほうも現地のほうに同行しまして、そのときに患者さんのお声等を聞かせていただいたりという中でも課題が見えてきている部分がございますので、そういったところも今後、解消を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（大倉裕一君）　答弁は要りませんけど、やっぱ現場で声を聞かれるというのは非常に大事なことだというふうに思います。それと、現場で、あら、話し忘れたって、言い忘れたって言われる方々もやっぱりたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方々の対応という部分も何かやっぱ取っていただければなと思います。例えばアンケートを取ってですね、今後のＭａａＳ医療の方向性に参考にするとかですね、そういったところ、一般質問でも出とったと思うんですけど、やっぱ慢性だけではなくて、突発性のところにも対応できるような医療ＭａａＳになっていただきたいというようなところもあると思いますので、その辺り、方向性をしっかり見いだすためにも、地域の皆さんの声を確認していただければというふうに思ってます。

○副委員長（金子昌平君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　以上で、令和４年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証について（八代市デジタル医療ＭａａＳ推進事業）を終了します。

執行部は御退席ください。

（執行部　退席）

○副委員長（金子昌平君）　そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　以上で、令和２年７月豪雨に関する諸問題の調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の特定事件であります令和２年７月豪雨に関する諸問題の調査については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（金子昌平君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、令和２年７月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

（午前１１時０６分　閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和５年７月１８日

令和２年７月豪雨に関する特別委員会

副　委　員　長